

A large, stylized orange letter 'A' is centered on the page. Inside the outline of the letter, the Japanese text 'しかし、' (However, in English) is written in a black, sans-serif font. The letter has a thick, solid orange fill.

当事者間の協議で養子縁組は解消できます。
しかし、自分の財産などは自分で守ることが大切。

しかし振り返って、相続放棄とは、残念なことをしてしまいましたね。これはもはや取り消せないので。もしこれとは別に、ご相談者ご自身の財産をXYに生前贈与している場合には、忘恩行為を理由として贈与契約を解除し、もし登記などを移転していれば取り戻せることは裁判所が認めています。

ご相談者のケースとは異なりますが、遺産分割協議の際、親

所は遺産分割の解除を未だに認めていません。

残念なことですが、人の気持ちは変わります。ご相談者のケースは養子なので、実子であれば違ったと思われるかもしれません。が、実子だから終生親と仲が良いとは限りません。俗に骨肉の争いというように、血を分けた親子、兄弟のほうが赤の他人よりも憎しみは深いのです。

これから時代、親は子供の情誼にすがらず、自分の財産はきつちりと最期まで残しておく

ろん遺言で遺すと書くのはいつも構いません。遺言はいつでも取り消せるからです。生前贈与も構いませんが、全部を贈与してはいけません。夫（妻）の遺産相続では自分の相続分は確保しましょう。子供とはうまくいっていても、配偶者が入れば何かの拍子でこじれてしまうことはよくあります。ことに、息子は嫁につきます。

頼りになるのはお金だけ、とうと身も蓋もありませんが、少子高齢化社会においては自らのことは自らで守るという姿勢が大事だと思っています。

い犬に手を噛まれるとはまさにこのことです。

養子には養親を扶養する義務があるので、家庭裁判所に調停を起こして扶養義務の履行を求めるることはできます。しかしご相談者は、すっぱりと縁組を解消したいのですね。

であれば、協議離婚と同様、当事者間の協議で簡単に解消できます。解消すれば扶養義務が

A photograph of a sunroom interior. In the center, a dark wood rocking chair is draped with a red and brown plaid blanket. To the left, a small round wooden side table holds a clear vase with white flowers. The room has light-colored walls and a polished floor. A large arched window looks out onto a scenic view of trees with autumn foliage.

地方在住の70歳女性です。20歳の時、素封家の長男（22歳）と結婚しました。姑は病弱だったので、私が代わって家事の切り盛りをし、家にいた弟や妹5人も私が面倒を見ました。自分で言うのもなんですが、日夜よく働いて周囲にも働き者の嫁だと評価され、舅姑を最期まで家で看取りました。

弟妹をすべて高校まで出させた中、最も出来が良かつた弟（Xと呼びます）は大学の、それも医学部に進学させました。Xは性格も素直で、私は一番可愛がっていたのです。卒業後結婚し、一人前になつて医院を開業するまでの間ずっと毎月相当

額の生活費を送つて、支援を続けました。

私たち夫婦には結局子供ができず、将来はXを養子にして家の跡継ぎにしようと考えていたのです。Xとその嫁Yも私たちに心から感謝してくれ、私が40歳、夫が42歳の時にX夫婦（33歳、27歳）と養子縁組をしました。

夫が10年前に亡くなった時、私は、他の弟妹を説得して相続を放棄させ、とともに私自身も相続を放棄して、めぼしい財産をすべてXに相続させました。もちろんそれはXらが私を終

生、親として最期まで面倒を見てくれるという約束の下にしたものです。Xらは自分の家となつた屋敷に移り住んできました。ところが、です。些細なことから、とくにYが私を目の敵にしだし、それがXにも移つて私に、出て行け、ここはお前の家じやないと言うようになります。た。とてもおれないでの、仕方がなく私は身の回りの物を持つて家を出ました。

悔しくてたまりません。養子縁組は解消したいのですが、それ以外に何か方法があるでしょ
うか。

弟夫婦との養子縁組を
解消したいのですが…

に答えます

佐々木知子の法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授